

令和7年度
使用料改定素案
(参考資料)

赤穂市

目 次

I 建物施設の物理的使用

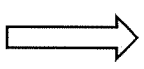
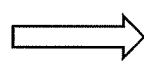
1	文化会館使用料	2
2	市民総合体育館使用料	4
3	城南緑地運動施設使用料	
(1)	団体使用料	5
(2)	個人使用料	6
(3)	設備使用料	7
4	海浜スポーツセンター使用料	9
5	加里屋まちづくり会館利用料	11

II 施設とサービスの一体使用

1	葬儀施設等使用料	
(1)	葬儀施設使用料	14
(2)	産汚物焼却料	15
(3)	動物焼却料	16

使用料見直し調書

(教育委員会 生涯学習課)

(名称) 文化会館使用料			(根拠規定) 赤穂市文化会館条例第10条		
(収入額)	5年度	6年度	7年度(見込)	8年度(改定後見込)	
(円)	25,854,750	27,554,585	35,000,000	37,700,000	
現 行	(積算基準等) (平成18年4月1日 適用)				
	◎施設使用料 【H4.5】当初  【H10.4】改定1回目  【H18.4】改定2回目 8%増額 10%増額				
改 正 案	(積算基準等) 原価計算により算出した場合の料金、人件費、物件費はそれぞれ明示すること。				
	前回改定の平成18年から令和6年までの平均消費者物価指数（生鮮食品を除く。）は11.6%増であり、また当館管理経費は13.1%（光熱水費と燃料費（電気代、空調費ほか）は33.5%）上昇していることから、受益者負担の観点より使用料の値上げが必要である。 本来であれば少なくとも物価上昇分11.6%は増額すべきではあるが、市民の文化芸術と触れ合う機会の確保や利用者負担への影響を考慮すると、前回と同様の10%増にとどめたい。また、参考として、県施設は物価上昇率相当として10%を令和7年4月から一律値上げしている状況である。				
(課題等)			(改正の考え方)		
施設管理経費は、使用料収入と市の指定管理料で賄っている。 使用料収入については、コロナ禍の落ち込みから徐々に回復傾向にある。 しかし、近年の物価高騰で管理経費が増額していることにより、指定管理費も増加傾向にある。			物価高騰による経費増額分を受益者負担とすべきであるが、同時に、利用者負担への影響を考慮し、改定率を10%としたい。		

文化会館 収支決算資料

収入の部

(単位：円)

費 目	令和5年度	令和6年度	摘 要
指 定 管 理 料	92,167,868	97,086,172	赤穂市より
使 用 料	25,854,750	27,554,585	文化会館使用料
合 計	118,022,618	124,640,757	

支出の部

費 目	令和5年度	令和6年度	摘 要
人 件 費	22,636,798	26,474,648	文化会館職員分
光 熱 水 費	22,006,791	23,963,278	電気料、水道料
委 託 料	66,683,708	69,279,125	建物、舞台、空調外 保守管理業務委託
そ の 他 物 件 費	6,695,321	4,923,706	
合 計	118,022,618	124,640,757	

使用料見直し調書

(教育委員会 スポーツ推進課)

(名称)			(根拠規定)		
市民総合体育館使用料			赤穂市民総合体育館条例第9条		
(収入額)	5年度	6年度	7年度(見込)	8年度(改定後見込)	
(円)	8,257,330	8,507,535	8,500,000	8,800,000	
現 行	(積算基準等)		(平成18年4月1日 適用)		
	令和5年度決算				
	人件費	36,173,012 円			
	物件費	65,146,509 円			
	合計	101,319,521 円	A		
	総面積	9,511 m ²	B		
	開館日数	300 日	C		
	貸館時間	12 H	D		
	貸館面積	5,196 m ²	E		
	1m ² 当たり1H料金	2.96 円	F = ① ÷ E ÷ D		
行	使用料算出根拠(1日の使用料金)				
	(人件費+物件費) ÷ 総面積 ÷ 年間使用可能時間 × 貸出面積 × 貸出時間				
	A ÷ B ÷ (C × D) × E × D 184,507 円 ① (令和5年度決算時の原価)				
	平成18年度改定時の1日当たりの使用料原価				
	162,700 円 ② (現使用料に係る原価)				
改 正 案	(積算基準等) 原価計算により算出した場合の料金、人件費、物件費はそれぞれ明示すること。				
	前回改定時からの原価上昇率 (① ÷ ②) 1.1340 (上昇率 +13.40%)				
	原価上昇率(+13.4%)は、物価上昇率(+11.6%)と比較しても上回る水準である。 改正案としては、利用者負担を考慮し、専用使用料については10%の増とし、個人使用料については据え置くこととしたい。				
	また、計算上生ずる端数については、以下により整理する。				
	(1) 専用使用料 100円未満を四捨五入(第2会議室のみ切上調整)				
	(2) 個人使用料 10円未満を四捨五入				
	※午前+午後+夜間=全日となるよう整理する。				
	※競技場の面積割が整合するよう調整する。				
	その他 条例別表1中の自市以外の市町住民について同一条件で利用していた規定を整理し、東備西播定住圏域のみとする。				
	削除する市町 姫路市、相生市、たつの市、宍粟市、太子町、佐用町				
削除理由 西播磨テクノポリス圏域における広域利用であったが、現行の播磨連携中枢圏域では広域利用の協定もなく、また、相互利用規定もたつの市以外ないため。					
(課題等)			(改正の考え方)		
人件費、物件費(特に電気代、燃料費)の高騰により原価が上昇しており、料金改定が必要と考える。 現在の指定管理期間においては、当初契約では想定外の物価高騰分を委託料増額措置しているが、次期契約においては、当初契約に盛り込むようになるため、その全額を市負担とすることは、公平性の観点や市の財政負担を考えると適当ではないと考える。			利用者負担を考慮しつつも、受益者負担の適正化を図るため、10%の上昇率を現行単価に乗じて得た額にて改定したい。		

使用料見直し調書

(建設部 公園街路課)

(名称) 城南緑地運動施設使用料 (団体使用料)			(根拠規定) 赤穂城南緑地運動施設の使用条例第9条第1項			
(収入額)	5年度	6年度	7年度(見込)	8年度(改定後見込)		
(円)	365,580	448,910	450,000	500,000		
(積算基準等) (平成18年4月1日 適用)						
現 行	赤穂城南緑地運動施設の使用条例第9条第1項 別表(1) 団体使用料					
	施設名	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	午前・午後 9:00～ 17:00	午後・夜間 13:00～ 22:00
	野球場	1,500円	2,000円	2,000円	3,500円	4,000円
	陸上競技場	1,500円	2,000円	—	3,500円	—
	テニスコート (1面につき)	450円	700円	—	1,000円	—
改 正 案	(積算基準等) 原価計算により算出した場合の料金、人件費、物件費はそれぞれ明示すること。					
	原価計算により求めた使用料の改定率は4.70%、平成18年以降の物価上昇率から算定した改定率は11.6%となる。 使用料改定に当たっては、上記両案を勘案し、使用料の改定率を10%としたい。 現行使用料に一律10%を乗じた使用料【改定率】10.0% 赤穂城南緑地運動施設の使用条例第9条第1項 別表(1) 団体使用料					
	施設名	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	午前・午後 9:00～ 17:00	午後・夜間 13:00～ 22:00
	野球場	1,700円	2,200円	2,200円	3,900円	4,400円
	陸上競技場	1,700円	2,200円	—	3,900円	—
テニスコート (1面につき)	500円	700円	—	1,200円	—	
【 その他 】 団体使用料については、下記の条項により使用料の減免が適用される。 赤穂城南緑地運動施設の使用条例第12条第1項第3号 より 市内の社会教育団体が主催して使用する場合で、教育委員会が社会体育振興のため必要と認めるとき。 全額減免						
(課題等)			(改正の考え方)			
当該使用料は、平成18年の改定以降、据置きとなっている。 指定管理施設であり、市民総合体育館と調整して使用料を見直す必要がある。			原価計算 (4.70%) 及び物価上昇 (11.6%) の両案を勘案した結果、利用者の負担軽減に配慮し、使用料の改定率を10%としたい。			

使用料見直し調書

(建設部 公園街路課)

(名称)			(根拠規定)		
城南緑地運動施設使用料 (個人使用料)			赤穂城南緑地運動施設の使用条例第9条第1項		
(収入額)	5年度	6年度	7年度(見込)	8年度(改定後見込)	
(円)	84,250	130,700	107,000	107,000	
(積算基準等) (平成18年4月1日 適用)					
赤穂城南緑地運動施設の使用条例第9条第1項 別表(2) 個人使用料					
現 行	施設名		区分		金額
	陸上競技場		一般	入場1回につき	150円
			学生	入場1回につき	70円
	テニスコート			1面1時間につき	300円
(積算基準等) 原価計算により算出した場合の料金、人件費、物件費はそれぞれ明示すること。					
改 正 案	原価計算により求めた使用料の改定率は4.70%、平成18年以降の物価上昇率から算定した改定率は11.6%となる。 上記両案を勘案したが、利用者の負担軽減に鑑み、個人使用料については、据え置きとしたい。 個人使用料：現行使用料で据え置き 赤穂城南緑地運動施設の使用条例第9条第1項 別表(2) 個人使用料				
	施設名		区分		金額
	陸上競技場		一般	入場1回につき	150円
			学生	入場1回につき	70円
	テニスコート			1面1時間につき	300円
(課題等)			(改正の考え方)		
当該使用料は、平成18年の改定以降、据え置きとなっている。 指定管理施設であり、市民総合体育館と調整して使用料を見直す必要がある。			原価計算（4.70%）及び物価上昇（11.6%）の両案を勘案したが、利用者の負担に配慮し、使用料の改定を行わず、据え置きとする。		

使用料見直し調書

(建設部 公園街路課)

(名称)			(根拠規定)				
城南緑地運動施設使用料（設備使用料）			赤穂城南緑地運動施設の使用条例第9条第1項				
(収入額)	5年度	6年度	7年度（見込）	8年度（改定後見込）			
(円)	1, 131, 900	1, 268, 950	1, 200, 000	1, 400, 000			
(積算基準等)			(平成18年4月1日 適用)				
現 行	赤穂城南緑地運動施設の使用条例第9条第1項 別表(3) 設備使用料						
	使用区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	施設名	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00
	野球場						
	本部室	600円	700円	700円	1, 300円	1, 400円	2, 000円
	審判控室	300円	400円	400円	700円	800円	1, 100円
	会議室	400円	600円	600円	1, 000円	1, 200円	1, 600円
	更衣室	1室につき 300円	1室につき 400円	1室につき 400円	1室につき 700円	1室につき 800円	1室につき 1, 100円
	放送室（放 送設備・ス コアボード 設備含む）	2, 300円	2, 400円	2, 400円	2, 600円	2, 800円	3, 000円
	陸上競技場 放送室（放 送設備含む）	1, 400円	1, 500円	—	1, 900円	—	—
	テニスコート 放送設備	1日につき1, 000円					
	野球場 照明施設	1時間につき2, 000円					
	(積算基準等) 原価計算により算出した場合の料金、人件費、物件費はそれぞれ明示すること。						
	原価計算により求めた使用料の改定率は4.70%、平成18年以降の物価上昇率から算定した改定率は11.6%となる。 使用料改定に当たっては、上記両案を勘案し、使用料の改定率を10%としたい。						
現行使用料に一律10%を乗じた使用料【改定率】10.0%							
改 正 案	赤穂城南緑地運動施設の使用条例第9条第1項 別表(3) 設備使用料						
	使用区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	施設名	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00
	野球場						
	本部室	700円	800円	800円	1, 500円	1, 600円	2, 300円
	審判控室	400円	500円	500円	900円	1, 000円	1, 400円
	会議室	500円	700円	700円	1, 200円	1, 400円	1, 900円
	更衣室	1室につき 400円	1室につき 500円	1室につき 500円	1室につき 900円	1室につき 1, 000円	1室につき 1, 400円
	放送室（放 送設備・ス コアボード 設備含む）	2, 500円	2, 600円	2, 600円	2, 900円	3, 100円	3, 300円
	陸上競技場 放送室（放 送設備含む）	1, 500円	1, 700円	—	2, 200円	—	—
	テニスコート 放送設備	1日につき1, 100円					
	野球場 照明施設	1時間につき2, 200円					
	(課題等)			(改正の考え方)			
	当該使用料は、平成18年の改定以降、据え置きとなっている。 指定管理施設であり、市民総合体育館と調整して使用料を見直す必要がある。			原価計算（4.70%）及び物価上昇（11.6%）の両案を勘案した結果、利用者の負担軽減に配慮し、使用料の改定率を10%としたい。			

市民総合体育館及び城南緑地運動施設 収支決算資料

収入の部

(単位：円)

費 目	令和5年度	令和6年度	摘 要
指 定 管 理 料	71,300,000	74,000,000	光熱費高騰による補填含む (当初 R5・R6:64,800,000)
施 設 使 用 料	9,839,060	10,356,095	
ス ポ ー ツ 教 室	60,328,200	59,906,130	
各 種 事 業	9,404,750	10,276,465	短期教室、窓口販売等
そ の 他 自 主 事 業	3,189,755	2,429,252	自動販売機手数料
合 計	154,061,765	156,967,942	

支出の部

費 目	令和5年度	令和6年度	摘 要
給 与 ・ 賞 与	51,397,222	46,199,364	
法定・厚生福利費	3,312,558	3,667,599	
通 勤 旅 費	1,570,567	1,323,105	職員通勤旅費
委 託 講 師 料	16,215,210	17,080,904	
消 耗 品 費	158,746	369,930	事務・スポーツ教室消耗品
印 刷 製 本 費	123,151	155,696	コピー代等
通 信 運 搬 費	448,524	530,628	電話代等
旅 費 交 通 費	77,454	4,340	講習等参加時旅費
諸 手 数 料	743,182	770,058	自動払込、振込手数料等
販 促 費	725,625	1,039,920	ホームページ、折込広告作製費等
レ ン タ ル 費	3,852,242	2,816,504	事務、施設管理用品リース料
保 険 料	1,046,472	1,039,241	
修 繕 費	2,858,397	2,099,398	
光 熱 水 費	54,805,039	44,906,922	
被 服 費	366,483	314,840	スタッフ制服
施設管理消耗品	2,437,619	3,115,295	
施設維持管理費	28,466,522	23,642,483	外部委託料等
減 価 償 却	492,000	295,200	
そ の 他	1,355,235	1,708,236	自主事業開催経費含む
租 税 公 課	3,273,054	4,896,556	
一 般 管 理 費	△ 19,663,537	991,723	
合 計	154,061,765	156,967,942	

※指定管理期間 R4～R8 赤穂S&Pマネジメント共同事業体 代表団体 神姫トラストホープ(株)

使用料見直し調書

(建設部 公園街路課)

(名称)

海浜スポーツセンター使用料

(根拠規定)

赤穂海浜スポーツセンター使用条例第10条

(収入額)

5年度

6年度

7年度(見込)

8年度(改定後見込)

(円)

6,956,500

7,021,875

7,000,000

7,700,000

(積算基準等)

(平成27年5月9日 適用)

赤穂海浜スポーツセンター使用条例第10条 別表 基本使用料

施設名

基本使用料(1時間当たり)

昼間
(9:00～18:00)

夜間
(18:00～22:00)

人工芝多目的グラウンド

全面

3,000円

6,000円

一般用サッカーコート

2,000円

4,000円

少年用サッカーコート(1面)

1,000円

3,000円

フットサルコート(3面)

1,500円

3,000円

フットサルコート(2面)

1,000円

2,500円

フットサルコート(1面)

500円

2,000円

休憩棟

無料

・ 当該施設は、平成27年3月31日より供用開始。

・ 当初、光都サッカー場の使用料金を参考に使用料を算出。

(積算基準等)

原価計算により算出した場合の料金、人件費、物件費はそれぞれ明示すること。

現行使用料に平成27年以降の物価上昇見合分を乗じて改定 【改定率 10%】

赤穂海浜スポーツセンター使用条例第10条 別表 基本使用料

施設名

基本使用料(1時間当たり)

昼間
(9:00～18:00)

夜間
(18:00～22:00)

人工芝多目的グラウンド

全面

3,300円

6,600円

一般用サッカーコート

2,200円

4,400円

少年用サッカーコート(1面)

1,100円

3,300円

フットサルコート(3面)

1,800円

3,500円

フットサルコート(2面)

1,200円

2,900円

フットサルコート(1面)

600円

2,300円

休憩棟

無料

〔積算根拠〕

現行使用料 + {現行使用料×10.0% (H27～R6の物価上昇分)}

※昼間の基本使用料改正の考え方

現行の基本使用料に10%を乗じて、100円未満を四捨五入する。

フットサルコートは1面の改定単価が600円となることから、1面の改定単価をベースとして利用が1面増えるごとに600円増額となるよう改正する。

※夜間の基本使用料改正の考え方

現行の夜間照明使用料に10%を乗じて100円未満を四捨五入し、改正後の昼間基本使用料に加算して改正する。

【 その他 】

・ 当該施設の使用料は、条例施行規則において減免規定あり。

赤穂海浜スポーツセンター使用条例施行規則第8条第1項ア より

市及びその所管に属する機関が主催して使用する場合 全額減免

赤穂海浜スポーツセンター使用条例施行規則第8条第1項ウ より

赤穂市立の学校等が教育上の目的のため使用する場合 全額減免

(課題等)

(改正の考え方)

当該施設は平成27年に開設し、指定管理施設として運営しているが、当初光都サッカー場使用料を参考に料金を設定して以来、使用料の見直しを行っていない。

光都サッカー場使用料の推移動向を参考にしつつ、平成27年以降の物価上昇分を現行使用料に加算して、使用料を改定したい。

海浜スポーツセンター 収支決算資料

収入の部

(単位：円)

費 目	令和5年度	令和6年度	摘 要
指 定 管 理 料	15,300,000	19,600,000	R6～公募により指定管理者更新
利 用 料 収 入	6,956,500	7,021,875	
教 室 等 収 入	3,498,500	3,279,000	自主事業収入
そ の 他 収 入	1,189,594	1,073,640	自動販売機手数料
合 計	26,944,594	30,974,515	

支出の部

費 目	令和5年度	令和6年度	摘 要
給 与 ・ 賞 与	7,918,869	10,202,362	
法 定 福 利 費	392,126	980,988	
厚 生 福 利 費	115,654	214,147	
消 耗 品 費	481,568	885,902	事務用品、施設管理用品等
図 書 印 刷 費	168,975	164,356	コピー料金等
通 信 運 搬 費	178,645	201,865	電話代、送料等
宣 伝 広 告 費	66,024	169,340	広告掲載等
教 育 実 習 費	35,205	32,379	スタッフ研修費用
管 理 備 品 費	0	568,365	
委 託 費	3,205,914	3,111,127	
旅 費	189,934	203,426	スタッフ交通費
光 熱 水 費	1,341,703	1,601,395	電気代、水道代
修 繕 費	69,300	404,744	
燃 料 油 脂 費	342,868	191,893	車両燃料費等
諸 施 設 使 用 料	265,393	262,728	パソコン、グラウンドカー等リース料
器 具 備 品 償 却 費	24,005	24,005	サッカーゴール償却費
被 服 費	62,700	294,140	
そ の 他 経 費	3,488,601	3,241,094	自主事業開催経費含
保 険 料	247,472	288,499	
租 税 公 課	907,452	1,184,000	
一 般 管 理 費	7,442,186	6,747,760	本社管理費等
合 計	26,944,594	30,974,515	

※指定管理期間 R3～R5 赤穂S&Pマネジメント共同事業体 代表団体 神姫トラストホープ㈱

R6～R10 赤穂S&Pマネジメント共同事業体 代表団体 神姫トラストホープ㈱

使用料見直し調書

(産業振興部 商工課)

(名称) 加里屋まちづくり会館利用料			(根拠規定) 赤穂市立まちづくり会館の設置及び管理 に関する条例第7条第1項		
(収入額)	5年度	6年度	7年度(見込)	8年度(改定後見込)	
(円)	1,814,400	1,739,400	1,790,000	2,620,000	
現 行	(積算基準等) (平成16年4月1日 適用)				
	◎9:00~22:00利用 (多目的室1)				
	照明 コンセント 調理機器				
	従量電灯B $(17.4 \times 1.0 + 13.2 \times 0.5 + 6.4 \times 0.1) \times 13.0 = 320.32\text{KVA}$				
	基本料金 $(17.4 + 13.2 \times 0.5 + 6.4) \times 360\text{円} \div 30\text{日} = 365\text{円}$				
	合計 $(320.32 \times 19.9\text{円} + 365\text{円}) = 6,739\text{円} \div 13\text{時間} = 515.38\text{円} \rightarrow 500\text{円}$				
	1時間当たり単価: 500円				
	9:00~12:00利用 500円 × 3時間 = 1,500円				
	13:00~17:00利用 500円 × 4時間 = 2,000円				
	18:00~22:00利用 500円 × 4時間 = 2,000円				
改 正 案	(積算基準等) 原価計算により算出した場合の料金、人件費、物件費はそれぞれ明示すること。				
	(人件費+物件費) ÷ 総面積 ÷ 年間使用可能時間 × 貸出面積 × 貸出時間				
	$(5,518,000\text{円} + 2,017,419\text{円}) \div 339.21\text{m}^2 \div 3,978\text{時間} = 5.58\text{円}$				
	基本料金				
	室名/使用時間		午前 (3時間) 9時~正午	午後 (4時間) 13時~17時	夜間 (4時間) 18時~22時
	多目的室1	98.71m ²	600円/時	1,500円→1,800円	2,000円→2,400円
	多目的室2	31.18m ²	200円/時	150円→600円	200円→800円
	会議室1	15.62m ²	100円/時	150円→300円	200円→400円
	会議室2	17.99m ²	100円/時	150円→300円	200円→400円
	(計算根拠)				
正 案	1 人件費5,518,000円は、令和5年度職員平均給与費 1人当たり平均単価 (年額)				
	2 物件費2,017,419円は、まちづくり会館の令和5年度決算額				
	3 貸出時間3,978時間は、令和5年度における開館時間 (詳細は以下のとおり)				
	【R5年度開館時間】 ※開館時間: 9時~22時(13時間)、定休日: 火曜日、年末年始				
	・火曜日: 52日				
	・年末年始における火曜日: 1日				
	・休業日数合計: 52+8-1=59日				
	・営業日数: 365-59=306日				
	・令和5年度開館時間: 306×13時間=3,978時間				
	(単価の妥当性)				
	兵庫県内における同人口規模の自治体 (相生市、たつの市、宍粟市、加西市、洲本市) が運営する、類似施設の利用料金単価と比較したところ、1m ² 当たりの平均単価は 5.77円/m ² であり、改定後単価の5.58円/m ² は突出して高い単価とはいえない。				

(参考)

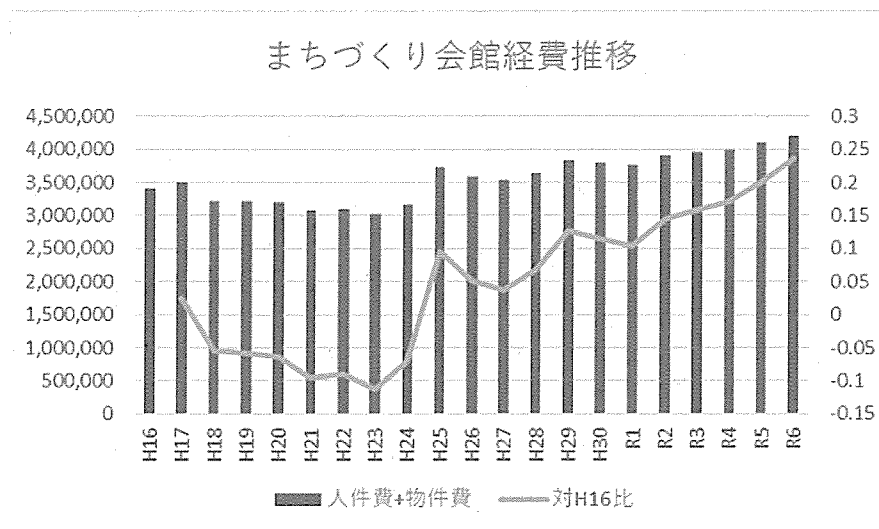
開館利用料が設定された平成16年度を基準に経費の上昇率を算出

$(4,211,336 - 3,408,206) \div 3,408,206 = 0.2356 \dots \approx 24\%$

R6経費

H16経費

上昇率



(課題等)

約20年前から利用料金を一度も見直していないため、現在の人件費、物件費をベースとした原価計算により、時代に見合った適正な受益者負担額としたい。

(改正の考え方)

利用料金の計算根拠としては、従前の電気使用量ではなく、令和5年度の原価を基本とした計算によるものとする。

また、兵庫県下における人口規模が同程度の自治体と比較し、改正後の利用料金が突出して高くない範囲での改正とする。

加里屋まちづくり会館 収支決算資料

収入の部

(単位：円)

費 目	令和5年度	令和6年度	摘 要
委 託 金	2,630,000	2,630,000	赤穂市より
利 用 料	1,814,400	1,739,400	会館利用料
繰 入 金	0	57,536	積立金繰入金
合 計	4,444,400	4,426,936	

支出の部

費 目	令和5年度	令和6年度	摘 要
人 件 費	2,073,425	2,108,224	
消 耗 品 費	49,638	50,568	事務用消耗品
印 刷 製 本 費	30,360	0	利用申請書外
光 熱 水 費	1,001,152	1,179,230	電気料金、水道料金
修 繕 料	157,960	91,960	
通 信 運 搬 費	142,957	136,453	電話料金外
委 託 料	601,340	611,780	エレベーター保守料外
使 用 料	34,012	33,121	下水道使用料外
備 品 購 入 費	0	215,600	防犯カメラ外
積 立 金	353,556		
合 計	4,444,400	4,426,936	

使用料見直し調書

(市民部 美化センター)

(名称)			(根拠規定)		
葬儀施設等使用料 (火葬場使用料)			赤穂市斎場及び葬祭事業に関する条例第5条第1項		
(収入額)	5年度	6年度	7年度(見込)	8年度(改定後見込)	
(円)	5,788,300	5,804,400	5,800,000	9,000,000	
(積算基準等)			(平成21年4月1日 適用)		
現 行	区 分		使 用 料		
			本市の市民	本市の市民でない者	
	祭壇及び飾付具の使用	大祭壇	12,000円	24,000円	
		中祭壇	6,500円	13,000円	
		神式祭壇	6,500円	13,000円	
	火葬の執行	大人 (満12歳以上)	8,000円	16,000円	
		子供 (満12歳未満)	4,000円	8,000円	
		死胎 (妊娠4箇月以上)	2,000円	4,000円	
	死体預り 1体		3,000円	6,000円	
	霊きゅう車の使用		(市長が別に定める額)		
		17,800円	35,600円		
棺箱の支給		(市長が別に定め、告示した額)			
		大人 (満12歳以上)	17,100円		
		子供 (満12歳未満)	11,500円		
(積算基準等) 原価計算により算出した場合の料金、人件費、物件費はそれぞれ明示すること。					
改 正 案	1 祭壇及び飾付具の使用については、近隣市町の使用料と比較して、同等額若しくは若干安価になっているが、葬祭サービスの性質(困窮者対応を含む。)を考慮して現行どおりとしたい。				
	2 火葬の執行については、近隣市町の料金と比較して安価であるため、諸物価(燃料費、光熱費等)の高騰を考慮して改定したい。				
	3 死体預りについては、近隣市町の使用料と比較して、同等額若しくは若干安価になっているが、葬祭サービスの性質を考慮して現行どおりとしたい。				
	4 霊きゅう車の使用については、近隣市町の使用料と比較すると若干高額ではあるが、維持管理費を要し、また、使用実績等を踏まえ廃棄を検討していることから現行どおりとしたい。				
	5 棺箱の支給については、従来どおり、年度ごとに市長が定める実費相当額(市内市外同額)としたい。				
	6 市外の使用者の斎場使用料については、棺箱の支給を除き、市民の使用料の2倍と設定しているが、諸物価の高騰及び近隣市町の料金設定(2～6倍)の状況に鑑みて、これを市民の使用料の3倍へと改定したい。				
案	区 分		使 用 料		
			本市の市民	本市の市民でない者	
	祭壇及び飾付具の使用	大祭壇	12,000円	36,000円	
		中祭壇	6,500円	19,500円	
		神式祭壇	6,500円	19,500円	
	火葬の執行	大人 (満12歳以上)	12,000円	36,000円	
		子供 (満12歳未満)	6,000円	18,000円	
		死胎 (妊娠4箇月以上)	3,000円	9,000円	
	死体預り 1体		3,000円	9,000円	
	霊きゅう車の使用		(市長が別に定める額)		
		17,800円	53,400円		
棺箱の支給		(市長が別に定め、告示した額)			
		大人 (満12歳以上)	17,100円		
		子供 (満12歳未満)	11,500円		
(課題等)			(改正の考え方)		
諸物価高騰の折、使用料改定について、市民及び使用者の理解を得ること。			上記、改正案に記載のとおり。		

使用料見直し調書

(市民部 美化センター)

(名称) 葬儀施設等使用料 (産汚物焼却料)			(根拠規定) 赤穂市斎場及び葬祭事業に関する条例第5条第1項		
(収入額)	5年度	6年度	7年度(見込)	8年度(改定後見込)	
(円)	38,000	14,000	34,000	63,000	
(積算基準等)			(平成21年4月1日 適用)		
現 行	区 分		使 用 料		
			本市の市民	本市の市民でない者	
	産汚物の焼却 (医療汚物を含む。) 1件		2,000円	4,000円	
改 正 案	(積算基準等) 原価計算により算出した場合の料金、人件費、物件費はそれぞれ明示すること。				
	1 近隣市町の使用料は、2,000～6,000円 (平均3,300円) となっている。本市の使用料は、近隣市町の使用料と比較して平均よりも安価であるため、昨今の諸物価 (燃料費、光熱費等) の高騰を考慮して改定したい。 2 本市における市外からの使用者の使用料は、斎場使用料 (火葬場使用料) と同じく市民の使用料の2倍となっているが、諸物価の高騰及び近隣市町の料金設定 (2～6倍) の状況に鑑みて、これを市民の使用料の3倍へと改定したい。				
	区 分		使 用 料		
		本市の市民	本市の市民でない者		
産汚物の焼却 (医療汚物を含む。) 1件		3,000円	9,000円		
(課題等)			(改正の考え方)		
諸物価高騰の折、使用料改定について、市民及び使用者の理解を得ること。			上記、改正案に記載のとおり。		

使用料見直し調書

(市民部 美化センター)

(名称) 葬儀施設等使用料 (動物焼却料)			(根拠規定) 赤穂市斎場及び葬祭事業に関する条例第5条第1項		
(収入額)	5年度	6年度	7年度(見込)	8年度(改定後見込)	
(円)	2,261,000	2,282,000	2,300,000	3,600,000	
(積算基準等)			(平成21年4月1日 適用)		
現 行	区 分		使 用 料		
			本市の市民	本市の市民でない者	
	動物の焼却	1件	3,500円	7,000円	
改 正 案	(積算基準等) 原価計算により算出した場合の料金、人件費、物件費はそれぞれ明示すること。				
	1 動物の焼却については、市民の利用者のうち約5割、また、市外からの利用者のうち約8割が、収骨を希望されている。収骨をする場合には、複数の動物の混焼ができず個別での焼却となるため、負担増となっており、新たに「収骨あり」の使用料を設定したい。なお、県下で収骨ができる市町は、本市以外に6市1町であり、料金区分を「収骨なし」とは別に設定している。 「収骨なし」となる現行の使用料は、近隣市町の使用料と比較して同等額若しくは若干安価になっているが、サービスの性質と受益者負担を考慮して、市民の使用料については、現行どおりとしたい。 2 本市における市外からの利用者の使用料は、斎場使用料(火葬場使用料、産汚物焼却料)と同じく市民の使用料の2倍となっているが、収骨をしていないといった近隣市町の料金設定(2～6倍)の状況に鑑みて、これを市民の使用料の3倍へと改定したい。				
	区 分		使 用 料		
		本市の市民	本市の市民でない者		
動物の焼却	収骨あり	1件	5,000円	15,000円	
	収骨なし	1件	3,500円	10,500円	
(課題等)			(改正の考え方)		
諸物価高騰の折、使用料改定について、市民及び利用者の理解を得ること。			上記、改正案に記載のとおり。		

葬儀施設等 収支決算資料

収入の部

(単位：円)

費 目	令和5年度	令和6年度	摘 要
葬 儀 施 設 使 用 料	5,788,300	5,804,400	
産 汚 物 焼 却 料	38,000	14,000	
動 物 焼 却 料	2,261,000	2,282,000	
一 般 財 源	33,699,954	34,876,898	
合 計	41,787,254	42,977,298	

支出の部

費 目	令和5年度	令和6年度	摘 要
消 耗 品 費	1,583,389	1,303,122	骨袋セット、台車保護材外
燃 料 費	4,632,249	4,247,540	火葬炉灯油代
印 刷 製 本 費	22,011	40,788	帳票外
光 熱 水 費	3,573,228	4,246,663	電気代、水道料
修 繕 料	313,365	355,450	施設、霊柩車修繕料
通 信 運 搬 費	67,448	66,075	電話料金
保 険 料	29,569	30,408	施設、霊柩車保険料
手 数 料	178,750	185,350	設備点検、霊柩車タイヤ脱着
委 託 料	27,723,486	29,084,186	火葬炉運転業務、施設管理関係
使 用 料	198,259	197,296	土地賃借料、電柱共架料外
工 事 請 負 費	3,410,000	3,135,000	火葬炉補修工事
原 材 料 費	39,600	0	鋼材
備 品 購 入 費	0	69,520	刈払機
負 担 金	2,400	2,400	T V 共同受信
公 課 費	13,500	13,500	霊柩車重量税
合 計	41,787,254	42,977,298	